

○埼玉大学ホームカミングデーの実施に関する要項

平成 26 年 5 月 9 日
学 長 裁 定
改正 平成 27. 9.24
改正 平成 31. 4.17

(趣旨)

第 1 この要項は、「埼玉大学ホームカミングデー」(以下「本事業」という。) の実施に関する、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 本事業は、埼玉大学(以下「本学」という。)と卒業生(修了生を含む。)、退職教職員、地域住民との交流の場として、教育研究その他本学の活動状況の理解を促すとともに、本学とのネットワークを構築することを目的とする。

(実施体制)

第 3 本事業は、本学と埼玉大学同窓会が共催で実施する。

- 2 本学における本事業の実施責任者は、学長が指名する理事又は副学長(以下「担当理事等」という。)をもって充てる。
- 3 担当理事等は、本事業の実施にあたり必要に応じて実施担当者を指名し、企画・立案・運営に参画させることができる。

(開催)

第 4 本事業は、原則として年1回、10月最終土曜日に開催するものとする。

(事務)

第 5 本事業に関する事務は、関係部局の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第 6 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関する必要な事項は、担当理事等が別に定める。

附 則

この要項は、平成 26 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 17 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。